③　株式会社エフオーアイによる新規上場時の偽計公募増資事件

本件は、株式会社エフオーアイに係る虚偽有価証券届出書提出事件（132頁の⑵①）に引き続いて告発した事件であり、犯則嫌疑者２名が、同社株券の取引所への新規上場（いわゆるＩＰＯ）に際し、あたかも業績好調な会社であるかのように装い、業績等につき虚偽の事実が記載された文書の公表、虚偽の内容を記載した目論見書の引受証券会社担当者らへの配布、引受証券会社との株式引受契約の締結に際しての虚偽の表明、虚偽の内容を記載した目論見書の一般投資家への交付等の一連の行為により、偽計を用いて公募増資を行ったものである。

上場会社の新規上場時の粉飾を伴う公募増資について、虚偽有価証券届出書提出に加え、偽計の嫌疑で告発したケースは本件が初めてである。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件偽計が金商法（第158条等偽計の禁止）に違反するとして、必要な調査を行い、平成22年10月26日、犯則嫌疑者をさいたま地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人株式会社エフオーアイは、半導体製造事業等を目的とする株式会社、犯則嫌疑者Ａは犯則嫌疑法人の代表取締役社長として同社の業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者Ｂは犯則嫌疑法人の代表取締役専務として同社の経理業務全般を統括していたものであるが、

犯則嫌疑者両名は、共謀の上、同社の業務に関し、同社株券を平成21年11月20日に東京証券取引所マザーズに上場させるに当たり、犯則嫌疑法人の業績を過大に偽るなどした上で、株券の募集により多額の資金を調達しようと企て、

真実は、同社の平成21年３月期連結会計年度における同社企業集団の売上高は３億1,956万5,084円であり、また、平成22年３月期第１四半期及び第２四半期連結累計期間における同社企業集団の売上高は、それぞれ73万6,930円及び465万3,095円であったにもかかわらず、その情を秘し、あたかも業績好調な会社であるかのように装い、

平成21年10月16日、東京証券取引所内記者クラブに設置された投函ボックスに、「募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ」と題する文書とともに、犯則嫌疑法人の平成22年３月期第２四半期連結累計期間における同社企業集団の売上高は48億9,300万円の見込みであるなどと虚偽の内容を記載した「平成22年３月期（通期）及び平成22年３月期第２四半期累計期間の業績見通しについて」と題する文書を投函して虚偽の事実を公表し、

平成21年10月29日、Ｘ証券会社において、株式会社エフオーアイ株券の買取引受を予定していた証券会社（以下「引受証券会社」という。）担当者らに対し、犯則嫌疑法人の企業集団の業績に関し、「平成21年３月期連結会計年度における売上高は、11,855百万円（前年同期比124.8％）。売上高が増加した要因は、絶縁膜エッチング装置及びアッシング装置の販売が、台湾及び中国顧客の新設及び既設ライン向けで増加したため」「平成22年３月期第１四半期連結累計期間の売上高24億3,073万6,000円」などと虚偽の内容を記載した目論見書を配布するなどし、

平成21年11月11日、犯則嫌疑法人本社事務所において、上記Ｘ証券会社他の引受証券会社との間で株式引受契約を締結するに際し、上記のとおり虚偽の売上高を前提とした有価証券届出書等の開示書類につき、真実かつ正確な記載がなされている旨の虚偽の表明をするなどし、

同月12日から17日までの間、引受証券会社をして、多数の一般投資家にこれら虚偽の内容を記載した目論見書を交付させるなどして犯則嫌疑法人が新たに発行する株券の取得の申込みを勧誘させ、もって有価証券の募集のため偽計を用いたものである。

【告発後の経緯】

平成22年10月26日、犯則嫌疑者２名について、公訴の提起が行われ、さいたま地方裁判所において、公判係属中である。

④　大分在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相場操縦事件

本件は、大分在住のデイトレーダーが、インターネット取引により、他の投資家に買い需要が旺盛である誤解させるため、約定させる意思の無い大量の買い注文を委託するいわゆる「見せ玉」と呼ばれる手法を用いるなどして３銘柄について相場操縦を行った事件である。

デイトレーダーによる相場操縦の告発としては、平成21年度に告発した「ネット取引による見せ玉等の手法を用いたデイトレーダー・グループによる相場操縦事件」（平成21年９月29日告発）に続くものである。

なお、３銘柄のうち１銘柄に係る平成22年２月の相場操縦行為は、平成22年１月に東京証券取引所が導入した新株式売買システム「arrowhead」稼働後のものであり、証券監視委として同システム稼動後の相場操縦行為を摘発した初めての事案である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件相場操縦が証取法、金商法（第159条第１項、第197条第２項等相場操縦行為等の禁止、加重処罰規定）に違反するとして、平成22年10月８日、大分地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な調査を行い、同年10月28日、犯則嫌疑者を大分地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、財産上の利益を得る目的で

第１　株式会社テクノマセマティカル（東証マザーズ上場）の株券について、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成18年10月25日、犯則嫌疑者名義で、複数の証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上がるなどの方法により、同株券合計190株を買い付け、さらに、犯則嫌疑者らの名義で、複数の証券会社を介し、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計393株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、その株価を113万円から120万円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、複数の証券会社を介し、犯則嫌疑者名義で同株券合計198株を売り付け

第２　株式会社アドウェイズ（東証マザーズ上場）の株券について、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、同日、犯則嫌疑者名義で、複数の証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上がるなどの方法により、同株券合計199株を買い付け、さらに、犯則嫌疑者名義で、複数の証券会社を介し、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計275株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をするとともに、他人をして同株券の売買が繁盛に行われていると誤解させるなど同株券の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、同株券合計18株について、複数の証券会社を介し、犯則嫌疑者名義で売付けすると同時に別途買付けをし、もって権利の移転を目的としない仮装の売買をし、その株価を27万7,000円から29万円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、複数の証券会社を介し、犯則嫌疑者名義で同株券合計254株を売り付け

第３　オーベクス株式会社（東証市場第二部上場）の株券について、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成22年２月９日、犯則嫌疑者名義で、複数の証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上がるなどの方法により、同株券合計25万5,000株を買い付け、さらに、犯則嫌疑者名義で、複数の証券会社を介し、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計25万8,000株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、